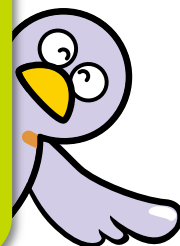


みんなで農地を守りましょう!

●●●●● 農地は地域の貴重な財産です ●●●●●



埼玉県のマスコット
「コバトン」

農家のみなさまへ 《農地は適正に管理しましょう》

食料の「自給力」を強化することが国民的課題となっています。このため、農地法が改正され、農地の所有者は、農地を適正に管理しなければならないことが法律に明記されました。

! 悪質業者の誘いに気をつけましょう。

悪質な業者は、「格安に農地改良を請け負う」、「一時、農地を貸してほしい」などと誘ってきます。これに不用意に応じて、農地を提供すると、不法にゴミや残土を積み立ててしまうことがあります。

農地として利用できなくなることはもちろん、近隣地に被害が及ぶなど予想もしなかったトラブルにもなります。このような誘いがあった場合は、必ず地元市町村農業委員会に相談してください。

! ゴミや残土の山は、土地所有者の責任が厳しく問われます。

農地を不法にゴミや残土の山にした責任は、行為者はもちろんですが、土地所有者にもあります。

ゴミや残土を撤去するためには、莫大な費用がかかります。

県は、行為者及び土地所有者に対して、ゴミや残土の撤去を命じ、命令に従わない場合は警察に告発するなど厳格に対処します。

農地の違反転用に係る罰則
<法人の場合>
1億円以下の罰金
<個人(法人の代表者、従業員等含む)の場合>
**3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金**



県民のみなさまへ 《地域みんなの力で農地を守りましょう》

農地は食料生産のみならず、地域の美しい田園景観の形成や自然環境を保全するなどの重要な役割を担っています。農地へのゴミや残土の不法投棄を防ぐには、地域の皆さんの監視の目がとても重要です。

このため、このような行為を発見したら、市町村農業委員会・県農林振興センターに通報してください。ふるさとの田園風景や生活環境を守るため、御協力をお願いします。

